運営者・引率教員用

令和3年度栃木県商業教育研究会主催各種事業開催時における

新型コロナウイルス感染症に関する安全上及び公衆衛生上の注意事項について

1　基本方針

　　参加者全ての健康の担保を最優先事項とし、感染防止対策と商業教育推進の両立の為、適切な

感染防止対策の下での安全な事業開催を図ることとする。

2　感染防止対策について

「文部科学省　学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校

の新しい生活様式」～」を踏まえ、できる限りの感染防止対策を徹底することとする。

（1）参加について

　　　・全ての参加者は様式１「健康確認シート・参加同意書」を記入のうえ提出するものとする。

・参加生徒については、事前に保護者の参加同意を得て、様式１「健康確認シート・参加同意書」を提出する。

　　　・全ての参加者へは以下についてご周知をお願いいたします。

１　参加日の２週間前から、別に指定する様式１「健康確認シート・参加同意書」により、日々の健康状態を確認してください。

引率教員は様式１「健康確認シート・参加同意書」の参加生徒の分を大会当日預かり、様式２「競技大会参加名簿」とともに、大会主管校に提出してください。

大会主管校は様式１「健康確認シート・参加同意書」・様式２「競技大会参加名簿」を参加後1ヶ月間、保管してください。

２　一つでも下記にあてはまる方は、参加を見送ってください。

①　体温が、３７.５℃以上ある。

②　せき、鼻汁・喉の痛みなどの症状がある。

③　発病した日以降の感染者と、同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内等を含む）、

手で触れることまたは対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で

必要な感染予防策なしで接触があった。（濃厚接触者）

④　上記のいずれか一つ以上にあてはまる同居のご家族がいる。

　　　３　密閉・密集・密接を避け、咳エチケット、消毒、手洗い励行などにより、感染防止に配慮

する。

　　　４　当日は全ての者がマスクを着用の上、予備のマスク、清潔なハンカチ・ティッシュ、消毒

薬、マスクを置く際の清潔なビニール袋や布等を持参する。

　　　５　ゴミは全て持ち帰ること、その為のビニール袋を持参する。

　　　６　物品の貸し借り等の接触は極力避けてください。また、マイク等の共有物は、適宜消

毒してください。

　　　７　不必要な談話は慎むようにしてください。

（2）運営について

・事業の実施に際し、実施すべき感染防止対策事項や、参加者が尊守すべき事項については打合せを行い、確認する。受付場所やホール入り口等の確認しやすい場所に掲示を行う。

・事業の実施中は、感染予防の為の適切な対応が維持されているかどうか、定期的に巡回・

確認を行うように、運営スケジュールを計画する。

・会場の入り口等に消毒薬を配置する。

・定期的に手洗いを励行するように、生徒への指導を行う。

・控室での不必要な談話は慎むよう指導を行う。

・会場の面積を勘案し、座席の間隔を確保する。その際、使用しない座席については、その

旨が分かるように表示する。

・食事の際には、正面を向き合わない形で喫食するよう設営し、指導する。

・会場に舞台を設ける場合、その最前列は座席として使用しない。

・控室を含む全ての会場において、換気を行う。常時換気が状況的に難しい場合は、適宜

数分間程度窓を開ける、あるいは出入口を開放することにより換気をする。

会場内の換気が可能となるように、休憩時間を挟むなど運営スケジュールの工夫を行う。

・トイレ休憩については混雑しないよう動線を示して実施する。

　・気温、湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には熱中症などの健康被害が発生するおそれがある

ため、熱中症も命に危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させる。

・生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて

呼吸したりするなど、自身の判断でも適正に対応できるように指導する。

・感染発生の事態に備え、会場所轄の保健所・コロナ対応医療機関等を把握しておくようにする。

　（3）感染が疑われる場合の対応について

　　 ・行事開催中に感染が疑われる事態が発生した場合、サーモグラフィ/非接触体温計等で検温す

るなど来場者の症状を確認のうえ、医療機関や保健所等へ通報し、濃厚接触者を減らす目的

で、感染が疑われる方及び濃厚接触が疑われる方の隔離を行う。

・行事開催中に感染者が発生した事実が判明した場合は、即時に現場を封鎖し、感染者と濃厚接

触した可能性がある者、保健所、関係機関に連絡をし、医師等の判断により検査を実施し、指

示に従う。

・感染者、濃厚接触者が発生した現場は適切な消毒を行い、所轄の保健所等の確認を行ったうえ

で現場を回復する。

・感染者の発生等の諸事情による行事の続行・中断・中止の判断は、保健所等関係機関の指示を

考慮し、大会主管校が決定する。

・行事終了後に感染が疑われる来場者が発生した場合、関係機関及び医療機関や保健所等から

の連絡を受けて、必要な情報の提供を行い、指導・指示に従った対応をとる。

・行事終了後に感染者が発生した事実が判明した場合は、感染者発生の事実と、行事継続の可否

等を速やかに発表すると共に他の来場者への注意を喚起する。